小林市監查委員告示第3号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和6年2月21日

小林市監査委員 畠中 光男 小林市監査委員 貴嶋 憲太郎

財政援助団体等に関する監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2. 監査を実施した監査委員

小林市監查委員 畠中 光男

小林市監査委員 貴嶋 憲太郎

3. 監査の対象

令和4年度における財政援助団体及び指定管理者の中から、1補助金、3交付金、1指定管理者を抽出した。

◎ 監査の対象とした補助金、交付金

	補助金、交付金名	補助、交付額(円)	所管部課名	
1	地域福祉推進事業費補助金	1, 472, 000	健康福祉部	福祉課
2	きずな協働体活動交付金(にっこばまちづくり協議会)	1, 160, 525		
3	きずな協働体活動交付金(細野まちづくり協議会)	4, 000, 000	総合政策部	地方創生課
4	きずな協働体活動交付金(南校区まちづくり協議会)	1, 333, 241		

◎ 監査の対象とした公の施設に係る指定管理者

	施設名	指定管理者名	委託料(円)	所管部課名	
1	小林市中央児童センター 小林市西小林児童センター	特定非営利活動法人 小林子育て支援協会	9, 650, 000	健康福祉部	こども課

4. 監査委員の除斥

貴嶋憲太郎監査委員については、にっこばまちづくり協議会の運営委員であるため、地方自治法第199条の2の規定に基づき、同団体に係る監査について除斥した。

5. 監査の実施期間

書 類 審 査 令和5年11月14日 ~ 令和6年2月20日 所管課ヒアリング 令和5年12月21日 ~ 令和5年12月22日

6. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

(1)補助金、交付金(以下「補助金等」という。)

- ① 補助金等対象事業は、目的に沿って適切かつ効果的に行われているか。
- ② 補助金等の交付及び確定事務は、適切に行われているか。
- ③ 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 補助金等対象事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。
- ⑤ 補助金等交付団体に対する指導及び監督は、適切に行われているか。

(2) 指定管理者

- ① 施設の管理運営は、関係法令、基本協定書等に基づき適正かつ効率的に 行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 指定管理者への指導及び監督は、適切に行われているか。

7. 監査の方法

(1)補助金等

監査に当たっては、交付決定の決裁原議書、実績報告書及び確定の決裁原議書、現金出納簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、 所管課の課長等から説明を聴取した。

(2) 指定管理者

監査に当たっては、指定管理者基本協定書、指定管理者事業報告書、モニタリング評価票、利用許可申請書、管理日誌等の関係書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

8. 監査の結果

監査の対象とした補助金等に関する一部の事務については、補助金等の会計 経理及び事務処理について是正又は改善すべきものが見られたので、必要な措 置を講じられたい。

今回監査対象とした補助金等については、補助金等対象経費の整理が不十分なもの及び年度区分に係る会計経理の不備が散見された。補助金等の会計年度は4月1日から翌年3月31日であり、補助金等対象事業の対象期間となるのは交付決定通知日から交付申請書に記載された事業完了予定日までである。所管課においては、補助金等対象事業の内容、履行状況、対象経費、使途の適正性、効果等について、実績報告書のみの審査にとどまらず、出納簿や領収書等の関

係書類及び実際の支払状況を精査し、補助金等交付団体に対して補助金等交付 要綱に基づいた処理を行うよう指導されたい。

また、ポイント付与を伴う支払方法(個人のクレジットカード決済、QRコード決済等)(以下「キャッシュレス決済」という。)及び個人のポイントカードの利用により個人にポイントが付与されることは、経済的付加価値が個人に転化されるものであり、不適切であると考える。所管課においては、交付団体へ指導されたい。加えて、事業統括課においては、キャッシュレス決済及び個人のポイントカードの利用について取扱基準等を整備し、マニュアルや手引きに明記するなど、補助金等が適正に執行されるよう周知されたい。

指定管理施設に関する事務については、利用許可の手続きが規則に基づいていないなど、不適切な処理が見受けられた。所管課は、モニタリング等を通じて、指定管理者が条例、規則、基本協定書等に基づいた業務を行っているか否かを確認し、適時適切に指導されたい。

各監査結果については、次のとおりである。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので、記述 を省略する。

◎ 補助金等について

(1) 地域福祉推進事業費補助金

〇 目的

高齢者の保健福祉推進や障がい者及び児童の保健福祉等地域福祉の増進のため、各種民間団体が行う先導的事業の地域福祉の向上を図るため、地域保健福祉事業に要する経費の全額又は一部を助成する。

○ 指摘・要望事項

実績報告の提出書類において、交付申請時の提出書類との内容に相違が見られた。また、所管課において、交付団体へのヒアリングが十分に行われていなかった。所管課においては、補助金の事業効果を検証するためにも、補助金の交付申請及び実績報告の受付時に、提出された書類を精査し、交付団体へのヒアリングを十分に行うことで補助事業の実態把握を行い、適切な指導をされたい。

(2) きずな協働体活動交付金(にっこばまちづくり協議会)

〇 目的

地域住民自らが持続可能な地域づくりに取り組むために必要な経費に対し、交付金を交付する。

○ 指摘・要望事項

- ① 協議会で雇用している事務局員の時間外勤務手当の支給事務において、支 給漏れが見られた。
- ② 交付金の確定事務において、交付金の確定額に影響を及ぼすものではないが、収支決算書に記載誤りが見られた。

(3) きずな協働体活動交付金(細野まちづくり協議会)

〇 目的

地域住民自らが持続可能な地域づくりに取り組むために必要な経費に対し、交付金を交付する。

○ 指摘・要望事項

- ① 協議会で雇用している事務局員の時間外勤務手当の支給事務において、過支給が見られた。
- ② 交付金の確定事務において、交付金の確定額に影響を及ぼすものではないが、協議会総会において議決された収支決算書に記載誤りが見られた。

(4) きずな協働体活動交付金(南校区まちづくり協議会)

〇 目的

地域住民自らが持続可能な地域づくりに取り組むために必要な経費に対し、交付金を交付する。

○ 指摘・要望事項

交付金の確定事務において、交付金の確定額に影響を及ぼすものではないが、協議会総会において議決された収支決算書に記載誤りが見られた。

<きずな協働体活動交付金に共通する指摘・要望事項>

補助金等対象事業の完了日は令和5年3月31日であるが、令和5年3月31日を越えて支出しているものが見られ、事業期間内に要した費用であることを理由に補助対象経費としていた。所管課は、年度区分に係る会計経理の取扱いについて、地方自治法第208条「会計年度独立の原則」に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

また、物品の購入において、個人にポイントが付与されているものが見ら

れた。キャッシュレス決済及び個人のポイントカードの利用により個人にポイントが付与されることは、公金を扱うことで個人的な利益を得ることであり、不当利得の疑念を持たれる恐れがあるため、所管課においては、交付団体へ指導されたい。

きずな協働体活動交付金は、地域課題の把握と解決、住民、地域団体とのネットワーク化、地域の情報共有等地域づくりを支えるための交付金であることは理解できるものの、各団体の予算の執行に当たっては、所管課が作成している「小林市きずな協働体事務処理要領」に基づき適切に行われることが前提である。

所管課においては、必要ならば要領を見直し、事務の取扱いについて交付 団体への十分な説明、周知及び指導の徹底とともに、公金の適正な支出確認 のため、実績報告時には領収書等の証拠書類の提出を求めるなど、交付金の 使途の正当性を厳正に精査するよう要望する。

◎ 公の施設に係る指定管理者について

- (1) 小林市中央児童センター、小林市西小林児童センター
 - 〇 設置目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを 目的とする。

○ 指摘・要望事項

- ① 施設の利用に当たっては、小林市児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則により、利用許可申請書を指定管理者に提出し、指定管理者は提出された利用許可申請書を審査して、利用許可証を交付することになっているが、利用許可申請書及び利用許可証を用いないで利用申請及び許可が行われていた。また、小林市児童センターの設置及び管理に関する条例第6条第4号に規定する「その他市長が利用を認めた者」であるにもかかわらず、市長の承認を得ずに利用させているものが見られた。
- ② 開館日の業務日誌の作成漏れが見られた。
- ③ 臨時の開館日又は休館日を設ける場合には、市長の承認を得ることになっているが、市長の承認を得ずに臨時の開館日及び休館日を設けていた。
- ④ 管理施設の修繕に当たっては、基本協定書第16条第2項において、1件につき5万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、市と指定管理者の協議により、指定管理者が実施することとなっているが、1件につき5万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の修繕であるにもかかわら

ず、市が実施しているものが2件見られた。また、市と指定管理者の協議に当たり、見積書を徴取していなかった。

所管課においては、指定管理者への適時適切な指導を徹底し、事務の適正 化及び効率化に向けた改善を行われたい。必要ならば規定を見直し、より適 切な施設の管理運営を図られたい。